

## 第3節 感染拡大期における雇用調整助成金等の効果

### ● 先行研究によると、雇用調整助成金等により企業の人員削減が緩和される効果が示唆されている

本節では、感染拡大期における雇用対策の中でも雇用維持に特に重要な役割を果たしたと考えられる雇用調整助成金等の効果について分析する。雇用調整助成金等の支給により、完全失業率を何%ポイント程度抑制する効果があったのか、いくつか仮定を置きながら、推計を試みたい。

最初に、雇用調整助成金等による個別企業での雇用維持に関する効果について検証した分析事例をみることにする。<sup>16</sup>小林（2021）JILPTリサーチアイ（第53回）では、JILPTの企業パネル調査（「第2回新型コロナウイルス感染症が企業経営に及ぼす影響に関する調査」）の結果に基づき、傾向スコアマッチング<sup>17</sup>の分析枠組みを用いて、雇用調整助成金を含む各種の政府支援策<sup>18</sup>の申請をしている企業において、そうでない企業と比較して人員減少の状況が緩和されているかどうかを確認している。その結果、雇用調整助成金を含む各種支援策の申請済みの企業では、申請後に人員減少の状況が緩和され、さらに、その効果は申請月の次月の時点よりも、2か月後の時点においてより大きいことが確認された。このことから、雇用調整助成金について、人員減少を緩和する効果が認められるとともに、時間とともに当該効果がより明確になることが示唆されたとしている。

また、酒光（2021）JILPTリサーチアイ（第58回）では、JILPTの同調査の結果に基づき、雇用調整助成金を利用した場合の雇用への影響について、非正社員、派遣労働者については、雇用調整助成金利用企業が雇用を減らしている傾向がみられ、これには、雇用調整の必要性の高い企業ほど雇用調整助成金を利用していることが反映されていると考えられると指摘している。一方、正社員については、雇用調整助成金利用企業で雇用を減らしているという傾向はみられないことから、雇用調整助成金は、正社員に対しては一定の雇用維持効果をもっている可能性があるとして指摘している。

以上の2つの分析結果は、雇用調整助成金により個別企業での人員削減が緩和される効果を示唆している。

次に、内閣府（2021）では、雇用調整助成金等の支給による労働市場全体での雇用維持の効果を試算しており、試算の結果は相当の幅を持ってみるべきとしつつ、完全失業率抑制効果が

16 小林徹「新型コロナウイルス流行下（2020年2～9月）の企業業績と雇用—「第2回新型コロナウイルス感染症が企業経営に及ぼす影響に関する調査」二次分析—」（JILPTリサーチアイ第53回）（2021年2月3日）及び酒光一章「新型コロナ感染症拡大下における雇用調整助成金利用企業の特徴と助成金の効果—JILPT企業調査二次分析—」（JILPTリサーチアイ第58回）（2021年4月2日）の分析結果について紹介する。

17 傾向スコアマッチングは、統計的因果推論の手法の一つであり、政策の実施とその効果の因果関係を適切に検証する目的で用いられる。ここでは、企業の属性や業績に基づき、雇用調整助成金の支援策を申請する確率を推定し（傾向スコアという）、この傾向スコアを用い、実際に雇用調整助成金を含む支援策を申請した企業とそれらに企業属性や業績状況に近いが、支援策を申請していない企業について人員の減少状況を比較することで、支援策の効果を検証している。

18 「雇用調整助成金」のほか、「持続化給付金」「休業協力金以外の給付金」「資金繰り支援」について支援策の効果を検証し、いずれの支援策も人員減少の緩和が確認されている。

あったと試算している。<sup>19</sup>

- 雇用調整助成金等による完全失業率抑制効果は、一定の仮定の下に推計すると、相当の幅をもって見る必要があるが、雇用調整助成金により2.1%ポイント程度、緊急雇用安定助成金により0.5%ポイント程度、合計2.6%ポイント程度と見込まれ、リーマンショック期以上に雇用の維持に役割を果たしたことが示唆される

では、雇用調整助成金等の支給により、労働市場全体ではどの程度の雇用維持の効果があったといえるだろうか。ここで、雇用調整助成金等の支給により完全失業率の上昇がどの程度抑制されたかについて推計を行う。雇用調整助成金等による完全失業率の抑制効果の推計に当たっては、厚生労働省職業安定局が2020年5～11月の間に支給決定した助成金の活用状況を調べるために実施した雇用調整助成金等に関するサンプル調査を集計したデータ（以下「サンプル調査」という。）及び厚生労働省が公表している雇用調整助成金等の総支給額（累積支給額）のデータを用いている。推計対象の期間は、2020年4～10月の7か月間<sup>20</sup>とし、この期間を通じた抑制効果を推計している（推計方法の詳細は付注1）。具体的な推計方法としては、雇用調整助成金等について、まず、推計対象の期間中のサンプル調査の支給決定金額をサンプル調査の休業支給日数（人日）で除することでサンプル調査の1人1日当たり支給決定額を推計する。次に、推計対象の期間中に休業等が実施されたことにより支給されたとみなされる雇用調整助成金等の支給総額を、このサンプル調査を元に推計した1人1日当たり支給決定額で除することで延べ休業日数を算出する。さらに、延べ休業日数を対象とする判定基礎期間（4～10月）の月数（7か月）で除することで月平均延べ休業日数を算出する。この月平均延べ休業日数を労働者の月平均所定労働日数で除することで、月換算の月平均対象者数を算出する。最後に、月換算の月平均対象者数を2020年4～10月の労働力人口で除することで雇用調整助成金等による月平均の完全失業率の抑制効果を算出する。雇用調整助成金等の完全失業率の抑制効果は、仮に雇用調整助成金等の支給がなければ、この月換算の雇用調整助成金等の対象者が全て失業したと想定して推計している。

このように、本推計は、一定の仮定の下に推計したものであり、相当の幅をもって見る必要があるが、推計の結果によると、雇用調整助成金の支給により2020年4～10月中の完全失業率が2.1%ポイント程度抑制されたと見込まれる。また、緊急雇用安定助成金について同様に推計すると、緊急雇用安定助成金の支給により、2020年4～10月の完全失業率が0.5%ポイント程度抑制されたと見込まれ、この効果を含めた雇用調整助成金等による完全失業率の抑制効

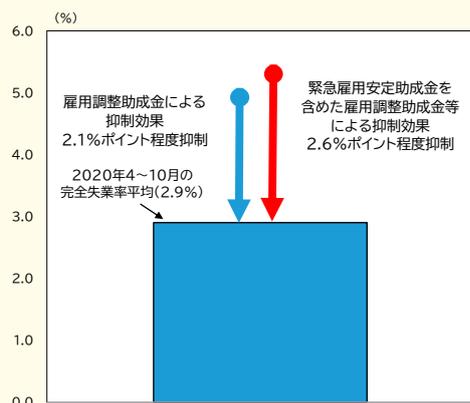
19 内閣府政策統括官（経済財政分析担当）「日本経済2020-2021」（2021年）。厚生労働省が公表している雇用調整助成金等の累積支給決定額を基に、厚生労働省「令和2年度雇用政策研究会第2回資料」（2020年4～8月の間に行われた雇用調整助成金等の支給決定についてサンプル調査を行った結果を基に推計された助成金の活用状況等が掲載）から得られる休業者1人1日当たりの平均支給金額を活用し、毎月勤労統計調査の常用雇用者数等の統計データ、過去に実施されたJILPTの雇用調整助成金の活用に関するアンケート調査等を用いて、雇用調整助成金等がない場合の完全失業率を機械的に算出している。その結果、試算の結果は相当の幅を持ってみるべきとしつつ、2020年第Ⅱ四半期から第Ⅳ四半期までの各四半期に完全失業率は2～3%ポイント程度（最大は第Ⅱ四半期の3%ポイント程度）抑制されたと見込まれるとしている。

20 厚生労働省職業安定局が実施したサンプル調査では、判定基礎期間が4～11月の8か月間を対象のものを調査しているが、判定基礎期間が11月のものは件数が少なく（雇用調整助成金等の全体のサンプル数が163,732件のうち42件）、本推計の対象期間から除外し、推計対象の期間については、4～10月までとした。

果は2.6%ポイント程度と見込まれる。<sup>21</sup>

第1-(6)-11図 雇用調整助成金等による完全失業率抑制効果

- 雇用調整助成金等による完全失業率抑制効果を推計した結果によると、一定の仮定の下に試算したものであるため、相当の幅をもって見る必要があるが、雇用調整助成金の支給により、2020年4～10月の完全失業率が2.1%ポイント程度抑制されたと見込まれる。
- 雇用保険被保険者以外の労働者を助成対象とする緊急雇用安定助成金について、同様に試算すると、緊急雇用安定助成金の支給により、2020年4～10月の完全失業率が0.5%ポイント程度抑制されたと見込まれ、この効果を含めた雇用調整助成金等の完全失業率の抑制効果は2.6%ポイント程度と見込まれる。



具体的な推計方法

※2020年4～10月の7か月間を推計対象の期間とし、この期間を通じた抑制効果を推計

(1)1人1日当たり平均支給額

サンプル調査の1人1日当たり平均支給額(円/人日) = サンプル調査の支給決定金額 ÷ サンプル調査の休業支給日数(人日)

(2)期間中の支給総額

サンプル調査の判定基礎期間と支給決定日の関係からみると、10月までが判定基礎期間であるものは平均すると2020年12月未までに支給決定がなされたとみなせるため、2020年12月未までの支給総額を使用。

(3)月平均延べ休業日数

月平均延べ休業日数 = 期間中の支給総額 ÷ サンプル調査の1人1日当たり平均支給額 ÷ 7  
 ※判定算定基礎期間4～10月を対象としているため、7で除している。

(4)月換算の月平均対象者数

月換算の月平均対象者数 = 月平均延べ休業日数 ÷ 月平均所定労働日数  
 ※月平均所定労働日数は厚生労働省「令和2年就労条件総合調査」の年間休日総数(労働者平均)を用いて算出。

(5)完全失業率の抑制効果

月平均の完全失業率の上昇抑制効果 = 月換算の月平均対象者数 ÷ 月平均労働力人口(2020年4～10月平均)  
 ※雇用調整助成金等の支給がなかった場合に、その対象者が全て完全失業者になると想定。

資料出所 厚生労働省公表の雇用調整助成金等の支給実績データ、厚生労働省職業安定局が実施したサンプル調査、厚生労働省「就労条件総合調査」、総務省統計局「労働力調査(基本集計)」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて推計

以上の推計によると、雇用調整助成金の支給による2020年4～10月中の完全失業率の抑制効果は2.1%ポイント程度と見込まれる一方、リーマンショック期の雇用調整助成金の完全失業率の抑制効果の試算例では、最大でも1%ポイント程度であったと推計されている。<sup>22</sup>本章における推計では、こうした過去の試算例と使用するデータ等が異なり、また、月別の完全失業率の抑制効果ではなく、限られた期間における月平均の完全失業率の抑制効果を推計しているため、単純比較はできないことに留意する必要があるが、今回の雇用調整助成金の特例措置による企業への支援がリーマンショック期以上に雇用の維持に役割を果たしたことが示唆される。

21 本白書の雇用調整助成金等の効果の推計は、死荷重や置換効果の影響は考慮していない点に留意が必要である。

22 内閣府「平成24年度年次経済財政報告」(2012年)では2009年後半の完全失業率を最大で1%ポイント程度抑制、内閣府政策統括官(経済財政分析担当)「日本経済2012-2013」(2012年)では、2009年後半の完全失業者数を30～70万人程度減少させ、完全失業率を0.5～1.0%ポイント程度抑制したと推計している。また、JILPT「雇用調整助成金の政策効果に関する研究」(2017年)では、リーマンショック期は、雇用調整助成金の失業抑制効果の推計効果が最も高い2009年4～6月期において、完全失業者数30～40万人程度、完全失業率0.8～1.0%ポイント程度の失業抑制効果があったと試算している。